

○佐藤委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和5年第1回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第14号、議案第15号、議案第18号ないし議案第21号及び議案第27号ないし議案第42号の以上22件につきまして、理事者から説明願います。

○稲田税務部長 議案第14号、令和5年度旭川市一般会計予算のうち、税務部所管に係る事項について御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明申し上げます。各会計歳入歳出予算事項別明細書の4ページを御覧ください。1款の市税総額は408億円でありまして、令和4年度当初予算額の402億円と比較して6億円、率にして1.5%の増となっています。

このうち、主な税目につきまして御説明申し上げます。まず、1項の市民税につきましては、個人所得の伸びなどを勘案し、令和4年度当初予算と比較して2千258万6千円、率にして0.1%増の176億8千820万8千円を見込んでいます。次に、2項の固定資産税及び7項の都市計画税であります。いずれも家屋で新築による増が見込まれることなどから、固定資産税で、令和4年度当初予算と比較して3億6千381万7千円、率にして2.5%増の148億7千199万1千円、都市計画税で、令和4年度当初予算と比較して4千143万2千円、率にして1.4%増の29億7千93万4千円を見込んでいます。次に、4項の市たばこ税につきましては、たばこの売渡し本数の増加が見込まれることなどから、令和4年度当初予算と比較して1億6千420万5千円、率にして5.8%増の30億1千420万7千円を見込んでいます。

次に、歳出について御説明申し上げます。同じく、事項別明細書の47ページを御覧ください。2款2項徴税費の予算総額は17億9千734万8千円でありまして、令和4年度当初予算と比較しますと6千316万円、率にして3.6%の増となっています。

このうち、主な事業につきまして、表の右側の説明欄により御説明申し上げます。

まず、同じく47ページの2款2項2目中、アスタリスクがついている項目の下から4つ目になります。ふるさと納税推進費についてでございますが、本年度の寄附受入額の見込みとしましては、およそ21億4千万円と、昨年度を上回る御支援をいただいているところでありまして、令和5年度の寄附受入額につきましても22億8千万円程度と見込み、寄附の募集等に要する歳出経費として13億985万円を計上しております。令和5年度の主な取組としましては、ポータルサイトを新たに3つ増設するとともに、インターネット広告を掲出することにより、本市及び本市ふるさと納税の認知度拡大を図り、また、道内外におけるPRイベントへの出展を積極的に行うことで、寄附者とコミュニケーションを取りながら、市の魅力を直接お伝えするなど、戦略的なプロモーションを実施し、寄附実績の向上に努めていきたいと考えております。

次に、税総合オンラインシステムに関する費用であります。同じく47ページのアスタリスクがついている項目の上から2番目、税総合オンラインシステム管理費につきましては、端末機器の借り上げ料などの管理経費としまして6千478万8千円、下から2番目にあります税総合オンラ

インシステム整備費につきましては、税制改正等に係るシステムの改修費用としまして1億919万7千円を計上しております。

以上、税務部所管に関わります令和5年度一般会計予算の概要となります。よろしく願いいたします。

○林市民生活部長 議案第14号、令和5年度旭川市一般会計予算のうち、市民生活部所管に係る予算の概要について御説明申し上げます。

初めに、資料はありませんが、歳入についてです。主なものとしては、使用料及び手数料、国庫支出金、道支出金、諸収入、市債などであり、総額5億5千183万8千円で、令和4年度当初予算と比較すると1億7千701万3千円の減となっております。

続きまして歳出ですが、2款総務費9億3千576万3千円、3款民生費486万5千円、4款衛生費2億9千76万2千円、6款農林水産業費9千716万9千円、総額13億2千855万9千円で、令和4年度当初予算と比較すると1億1千85万2千円の減となっております。

所管事業数は、経常費と臨時費を合わせまして44事業となっており、主な事業について、令和5年度予算臨時事業費説明資料により御説明申し上げます。

まず、6-1ページの2款1項5目市民活動費、上から2番目の協働のまちづくり推進費332万円、続いて6-2ページ、上から1段目、地域まちづくり推進費951万円、1段下ですが、地域会館建設費等補助金524万5千円についてです。これらは、市民主体、地域主体のまちづくりを推進するため、引き続き、市民と行政による協働事業の実施や、地域の課題解決に向けた主体的な取組への支援、市民活動の拠点となる会館の整備などを支援しようとするものであります。

次に、同じページの下から2段目ですが、地域情報共有プラットフォーム運営費1千351万3千円についてです。こちらは、今年度開発中の地域情報共有プラットフォームというスマートフォンのアプリを含むシステムの維持管理や、地域の見守りを支援するための機能を追加するほか、利用を促進するために、地域説明会等で広く周知し、暮らしの利便性の向上及び地域活動の活性化を図ろうとするものであります。

次に、6-3ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳費、上から3段目の市民課DX推進費2億2千64万6千円についてです。こちらは、市民課業務システムの標準化、最適化及び法改正対応を総合的に行い、住民基本台帳事務、戸籍事務及びマイナンバー関係事務における手続のDX化並びにマイナンバーカードの取得促進を図ることを目的とする事業であります。令和5年度は、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係る法改正に対応した戸籍システム改修のほか、住民記録システム標準化後の運用に係る対応、それから、システム機器等のデータセンターでの集約管理などに取り組むものであります。

次に、1段下の総合窓口等設置費1千44万1千円についてであります。こちらは、複数の手続による窓口移動の負担を軽減するため、新庁舎の開設に合わせて低層階に窓口機能を集約した総合窓口を設置しようとするもので、迷わない、分かりやすい窓口とするため、案内体制の整備を図ろうとするものであります。

次に、議案第28号、旭川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでございます。本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、法の施行に関して必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第29号、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてです。本案についてもただいまと同様に、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、旭川市まちづくり基本条例、旭川市情報公開条例、旭川市暴力団排除条例の以上3件の条例について、関係条文の整備を行うとともに、法による個人情報保護制度の一元的運用の趣旨から、旭川市個人情報保護条例を廃止しようとするものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○金澤福祉保険部長 本定例会に提案している議案のうち、福祉保険部所管に係る事項について御説明申し上げます。

まず初めに、議案第14号、令和5年度旭川市一般会計予算でございます。福祉保険部の所管事業全体の予算額でございますが、扶助費や繰出金等の増により、令和4年度と比較して1.6%増の536億4千781万円となっております。所管事業数につきましては、経常費と臨時費を合わせ75事業となっており、主な事業につきましては、令和5年度予算臨時事業費説明資料により御説明申し上げます。

臨時事業費説明資料の7-1ページを御覧ください。下から2つ目の民生委員児童委員ICT活用推進費でございます。これは、業務に係る負担の軽減と情報アクセスの改善により委員の成り手不足解消につなげることを目的として、民生委員・児童委員専用のポータルサイトを構築し、実証実験に参加する委員30名にタブレット端末を貸与するもので、2千291万7千円を計上しております。

次に、7-5ページを御覧ください。上から1つ目の老人福祉施設等建設補助金でございます。これは、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、老人福祉施設入所待機者の解消及び入所者の安全確保を図るため、令和4年度からの2か年で、養護盲人老人ホーム旭光園の改築を補助するもので、3億5千250万円を計上しております。

次に、7-6ページを御覧ください。上から1つ目の高齢者等除雪支援事業費でございます。これは、協力団体への協力費について、地域区分を4区分から3区分に、協力費の単価を標準地域で7千円、多雪地域で7千500円、豪雪地域で8千円に見直すもので、568万4千円を計上しております。

次に、経常費のため、資料には掲載しておりませんが、障害者相談支援費でございます。これは、既存の一般相談対応業務委託を障害者と障害児を対象とする業務に分割し、障害者について、地域ごとの相談窓口を設置することで相談支援体制を強化するもので、8千949万3千円を計上しております。

次に、同じく経常費の重度心身障害者医療費助成費でございます。これは、令和5年8月から、子ども医療費の無償化拡大に合わせ、保険診療の医療費自己負担額無償化の範囲を中学生まで拡大するもので、6億3千828万3千円を計上しております。

次に、廃止事業のため、資料には掲載しておりませんが、高齢者ふれあい入浴事業補助金でございます。これは、9月を除く毎月26日に旭川浴場組合等が実施する、70歳以上の高齢者を対象に公衆浴場を100円で開放する高齢者ふれあい入浴事業に対して補助を行っていましたが、令和5年度から保健所所管の補助事業に統合することに伴い、廃止するものでございます。

続きまして、特別会計予算でございます。令和5年度各会計歳入歳出予算事項別明細書に基づき

御説明をいたします。

まず、議案第15号、令和5年度旭川市国民健康保険事業特別会計予算でございます。事項別明細書の129ページからとなります。予算総額は359億3千335万6千円で、令和4年度と比較して、国民健康保険事業費納付金の増などにより2千450万1千円、0.1%の増となっております。歳入の主なものとしましては、130ページ、1款国民健康保険料で、令和4年度と比べて1億5千559万2千円減の48億5千743万7千円、3款道支出金で、808万1千円増の269億2千92万2千円、5款繰入金で、1億8千420万6千円増の40億9千521万5千円となっております。次に、歳出の主なものとしましては、131ページ、2款保険給付費で、2千244万9千円減の264億9千521万5千円、3款国民健康保険事業費納付金で、8千513万3千円増の84億3千810万7千円となっております。

続きまして、議案第19号、令和5年度旭川市介護保険事業特別会計予算でございます。事項別明細書は185ページからとなります。予算総額は367億2千717万3千円で、令和4年度と比較して、保険給付費の増などにより6億2千187万1千円、1.7%の増となっております。歳入の主なものとしましては、186ページ、1款保険料で、令和4年度と比べて1千519万8千円減の69億8千111万6千円、2款国庫支出金で、1億8千931万7千円増の92億7千946万8千円、3款支払基金交付金で、2億1千634万9千円増の96億4千335万1千円、4款道支出金で、1億1千736万6千円増の50億1千496万1千円、6款繰入金で、1億1千162万3千円増の58億239万8千円となっております。次に、歳出の主なものとしましては、187ページ、2款保険給付費で、8億124万1千円増の342億3千772万円、3款地域支援事業費で、2千27万6千円減の15億8千388万3千円となっております。

続きまして、議案第21号、令和5年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。事項別明細書は221ページからとなります。予算総額は59億6千829万6千円で、令和4年度と比較して、後期高齢者医療広域連合納付金の増などにより2億5千628万3千円、4.5%の増となっております。歳入の主なものとしましては、222ページ、1款保険料で、令和4年度と比べて1億6千51万8千円増の41億6千662万8千円、2款繰入金で、1億261万4千円増の17億7千939万1千円となっております。次に、歳出の主なものとしましては、223ページ、2款後期高齢者医療広域連合納付金で、2億5千980万5千円増の57億2千164万7千円となっております。

以上が、令和5年度予算の概要でございます。

続きまして、議案第30号、旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

本案は、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づき、所要の改正を行おうとするものでございます。主な改正内容といたしましては、人員等専従規定の緩和、安全計画の策定等、送迎車を運行する場合の障害児の所在確認、ブザー等装備、懲戒権限の濫用禁止の廃止などとなっております。施行日は令和5年4月1日としております。ただし、懲戒権限の濫用禁止に係る規定の廃止につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○浅田子育て支援部長 議案第14号、令和5年度旭川市一般会計予算のうち、子育て支援部所管に係る予算の概要を御説明申し上げます。

最初に、資料にはございませんが、子育て支援部の予算は、3款民生費、4款衛生費、10款教育費にまたがっており、その総額は、83事業、214億9千157万5千円であり、前年度に対して3億6千179万1千円、率にして1.7%の増となっております。予算が増となりましたのは、3款2項2目児童措置費の保育士等の処遇改善に係る予算の通年化、及び、4款1項1目保健衛生総務費の子どもの医療費助成の拡充が主な要因でございます。

次に、主な事業につきまして、臨時事業費説明資料に基づき御説明申し上げます。

まず、資料8-2ページ、上から3番目の子育て世代包括支援センター管理費でございます。本事業は、令和4年10月に開設した子育て世代包括支援センター、w a k a ・ b a の管理運営を行うものですが、令和5年度からは、保育所に関する手続等をワンストップで対応するため、遠隔窓口を設置するとともに、月に4日程度、プレイルームを一般開放し、子育てに関する講座の開催、保健師等の相談及び保護者がリフレッシュできるイベントなどを行おうとするもので、事業費は8千538万7千円です。

次に、1つ下、新規事業のいじめ防止対策費でございます。本事業は、弁護士をはじめとするいじめ相談支援に係る専門職の配置、いじめ相談アプリ導入、夜間相談窓口の開設及び返信はがき付相談チラシを配布すること等により、いじめの未然防止、早期発見を図るとともに、精神科医によるいじめ被害者へのフォロー等により、いじめの早期対応、早期解決を目的に行うもので、事業費は4千654万3千円です。

次に、1つ下の新規事業、ヤングケアラー等対策費でございます。本事業は、保護者の疾病等の課題を抱える子育て世帯に対して、福祉サービスの利用等、その課題を解決するための期間、一時的に家事支援ヘルパーを派遣し、潜在的なヤングケアラーを支援するもので、事業費は223万2千円です。

次に、資料8-9ページ、下から3つ目の不妊対策推進費でございます。本事業は、不育症に関する検査や治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、不育症治療費の一部を助成するもので、現行制度では、対象は夫婦で合計所得が730万円以下としておりますが、所得や婚姻状況に制限されず、不育に関する検査や治療を受けることができるよう、所得要件、婚姻要件を撤廃しようとするもので、事業費は186万5千円です。

次に、1つ下の、新規事業になりますが、新生児聴覚検査事業費でございます。本事業は、全ての新生児が聴覚検査を受け、聴覚障害の早期発見、早期療養を行い、音声言語発達への影響を最小限に抑えるため、検査費用として、1人当たり3千円を助成しようとするもので、事業費は645万8千円です。

続きまして、資料に記載はございませんが、経常費の子ども医療費助成費でございます。この事業は、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、健やかな育成を図るため、健康保険適用医療費の自己負担部分の全部または一部を助成してきたものですが、令和5年8月から、市町村民税課税条件及び所得制限の撤廃と併せ、全ての中学生までの医療費を無償化しようとするものでございます。事業費は7億7千322万5千円でございます。

次に、ひとり親家庭等医療費助成費でございます。この事業は、ひとり親家庭等の児童及び親に

対して、健康保険適用の医療費の自己負担分の全部または一部を助成するものですが、令和5年8月からは、市民税課税条件の撤廃と併せ、対象となる全ての中学生までの児童の医療費を無償化しようとするもので、事業費は1億5千554万2千円でございます。

次に、医療費給付費でございます。本事業は、未熟児の療育、小児慢性特定疾病児童の健全な育成等のために医療費の給付を行うものですが、令和5年8月から、中学生までの医療費の無償化を行う一方で、小児慢性特定疾病の医療費給付の認定に際し、毎年、医療意見書代が生じておりまして、この負担をなくすため、医療意見書代分を助成しようとするもので、事業費は1億5千724万円でございます。

以上が、一般会計の主な内容でございます。

続きまして、議案第18号の育英事業特別会計でございますが、この事業は、経済的理由により就学が困難な方に対し、その就学に必要な資金の一部を貸し付け、または給付し、教育を受ける機会の確保を図ることを目的としております。予算総額は2億3千336万6千円であり、前年度に対しまして8千48万1千円、率にして52.6%の増となっております。その主な要因としましては、育英資金給付型奨学金の拡充によるものでございます。この事業は、高校1年生を対象に返還不要な奨学金を支給する事業となっておりますが、令和5年度からは、生計維持者が旭川市に住所を有する大学生等に対し、1学年100人を対象として、1年目に、自宅外通学の場合は50万円、自宅通学の場合は30万円、2年目以降は毎年10万円を給付する拡充を行おうとするもので、事業費は7千165万5千円で、前年度から5千675万2千円の増となっております。

次に、議案第20号、母子福祉資金等貸付事業特別会計でございますが、この事業は、母子家庭、父子家庭及び寡婦（夫）の方々に必要な資金を貸し付けることにより、経済的な自立と生活意欲の助長を図り、あわせて、その扶養している児童の福祉を増進することを目的としております。予算総額は2億2千649万9千円で、前年度に対し1千185万4千円、率にして5.5%の増となっております。

以上が、子育て支援部が所管する令和5年度予算の主な内容でございます。

続いて、議案第32号から第41号までの10件につきまして御説明申し上げます。

議案第32号、旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の策定等、自動車を運行する場合の所在の確認、業務継続計画の策定等、衛生管理等に係る規定の整備を行おうとするものでございます。

続いて、議案第33号、旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の策定等、自動車を運行する場合の所在の確認、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準、衛生管理等に係る規定の整備、並びに懲戒権限の濫用禁止に係る規定の廃止を行おうとするものです。

議案第34号、旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の策定等、自動車を運行する場合の所在の確認、他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準、業務継続計画の策定等、衛生管理等に係る規定の整備、並びに懲戒権限の濫用禁止に係

る規定の廃止を行うほか、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令により、看護師等を保育士とみなすことができる経過措置に係る規定の整備を行おうとするものでございます。

議案第35号、旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法及び学校教育法の一部改正に伴い、引用条項の整備を行うほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、懲戒権限の濫用禁止に係る規定を廃止するものでございます。

議案第36号、旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の規定の準用に係る読替規定、幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例に係る規定の整備を行おうとするものでございます。

議案第37号、旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、学校教育法の一部改正に伴い、引用条項の整備を行うほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、自動車を運行する場合の所在の確認、職員の資格の基準に係る特例等に係る規定の整備を行おうとするものでございます。

議案第38号、旭川市助産施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の受給額の要件を変更しようとするものでございます。

議案第39号、旭川市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定につきましては、医療費の全額助成の対象範囲を、所得の制限なく15歳までに拡大しようとするものです。

議案第40号、旭川市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定につきましては、医療費の全額助成の対象範囲を、課税、非課税の区分なく15歳まで拡大しようとするものでございます。

議案第41号、旭川市奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定につきましては、給付型奨学金の支給対象に、大学等に入学し、または在学する者を追加し、入学準備金及び奨学金の支給に関する規定を定めようとするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○向井保健所地域保健担当部長 本定例会に提出している議案のうち、保健所所管に係る事項につきまして御説明を申し上げます。

初めに、議案第14号、令和5年度旭川市一般会計予算についてでございます。

資料はございませんが、保健所全体の歳入歳出予算概要について、御説明を申し上げます。まず、歳入の総額でございますが、当初予算額は27億8千684万9千円で、前年度に比し10億3千890万2千円の増となっております。主な増要素といたしましては、新型コロナウイルス感染症に係る国や道からの負担金、交付金の増となっております。次に、歳出の総額でございますが、当初予算額は41億7千27万9千円で、前年度に比し11億2千195万8千円の増となっております。主な増要素につきましては、新型コロナウイルス感染症対策費関連となっております。

続きまして、保健所が所管する経常費23事業、臨時費16事業、合わせて39事業のうち、主な5事業につきまして御説明を申し上げます。

令和5年度旭川市各会計歳入歳出予算事項別明細書の60ページを御覧ください。4款1項2目予防費の右端の説明欄の下段、事業名、上から6つ目になります、予防接種費7億6千696万円でございます。本事業は、予防接種法に基づき、定期の予防接種を行うものでありますが、そのうちHPVワクチンについて、令和5年度の実施に当たり、国の制度改正がございました。HPVワクチンにつきましては、令和3年11月に積極的勧奨が再開されたことに伴い、令和4年度から令和6年度は、定期接種対象者に加え、積極的勧奨の差し控えにより定期接種を逃していたキャッチアップ世代への定期接種にも対応しているところでございますが、令和5年1月30日付で予防接種実施規則の一部が改正され、これまでの2価及び4価のHPVワクチンに加え、令和5年4月1日からは9価のHPVワクチンが定期接種として追加されることとなりました。そのため、HPVワクチンの予防接種実施に当たりましては、この制度改正を含む委託料等関係分として7千315万4千円を計上しております。

次に、その2つ下になります、地域精神保健活動費340万9千円でございます。本事業は、精神障害者の社会復帰を促進するため、精神科医や保健師による精神保健相談及び家庭訪問のほか、精神保健に係る普及啓発活動に取り組むものがございますが、令和5年度は、自殺対策における普及啓発の一環として、インターネット上でストレス度をチェックできる「こころの体温計」を新たに導入し、幅広い年齢層の市民の健康意識の向上や体調不良への気づき、さらに、受診や相談への動機づけにつなげてまいります。また、自殺対策では、国における自殺対策の動向や、本市の状況等を踏まえながら、次期旭川市自殺対策推進計画の策定に取り組んでまいります。

次に、臨時費になります。その4つ下になりますが、新型コロナウイルス感染症対策費7億1千543万2千円でございます。本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、行政検査や医療費の公費負担、陽性者の相談、フォローアップなどについて、令和5年4月から6月までの3か月分の対策予算を計上しております。新型コロナの感染症法の位置づけについては、本年1月27日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策推進本部会議において、令和5年5月8日をもって、現在の2類相当から5類に変更することが決定し、入院及び外来医療費の公費負担の見直しや、医療提供体制の段階的移行について、本年3月上旬をめどに、今後の具体的な内容が示されることとなっております。感染症法上の位置づけは変更されますが、ウイルスの病原性が変わるわけではないことから、国が示す具体的な内容を踏まえながら、市内の医療機関や医師会と連携し、市民に寄り添えるような適切な医療の提供や相談体制の継続を行ってまいります。

次に、その3つ下になります、新型コロナウイルスワクチン接種事業費13億8千170万3千円でございます。新型コロナワクチン接種につきましては、事業期間が本年3月31日までとなっており、それ以降の実施については現在国において検討されているところです。厚生労働省の分科会の審議では、令和5年4月以降のワクチン接種の内容や方法などが議論されていることを踏まえ、新年度においても接種を継続することを見込んだ予算としております。

次に、その2つ下になります、スマートウェルネス推進費906万7千円でございます。本事業は、健康福祉都市の実現に向け、現在策定作業中でありスマートウェルネスあさひかわプランの周知を図るため、講演会などの策定イベントを開催いたします。また、プランでは、誰もが身近

で気軽に取り組める歩くことをきっかけとして、活動量や活動範囲を広げることを推進していきたいと考えており、歩数や健康イベントへの参加などに応じてポイントを付与する機能や、健康管理機能等を搭載した健康アプリの開発に取り組み、若い世代や健康に関心の低い方たちでも気軽に取り組めるよう、デジタルを活用した健康づくりを進めてまいります。

以上が、令和5年度当初予算に係る保健所所管分の主な事業でございます。

続きまして、議案第27号、博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。関係条例のうち、保健所が所管する条例は、旭川市旅館業法施行条例でございますが、博物館法の一部改正に伴い、引用条項等について整理を行おうとするものでございます。施行日は、博物館法の一部を改正する法律の施行日に合わせ、令和5年4月1日としております。

次に、議案第42号、旭川市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項について整理を行おうとするものでございます。施行日は令和5年4月1日でございます。

保健所所管分については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○富岡環境部長 議案第14号、令和5年度旭川市一般会計予算のうち、環境部が所管します予算の概要につきまして御説明申し上げます。

特に資料はございませんが、初めに歳入でございます。予算総額は19億4千160万4千円で、前年度比4億4千72万4千円の増となっております。主な増要素につきましては、市債、国庫支出金、有償入札拠出金及び清掃工場余剰電力売電収入などがございます。次に、歳出でございますが、予算総額は40億9千857万7千円で、前年度比5億5千491万1千円の増、率にいたしまして約15.7%の増となっております。主な増要素につきましては、ごみ収集運搬費、(仮称)旭川市リサイクルセンター新築に伴う工事請負費、次期最終処分場整備費、近文清掃工場設備補修費などがございます。

次に、令和5年度予算臨時事業費説明資料の10-1ページを御覧ください。主な事業につきまして、順次御説明をいたします。

初めに、一番上、鳥獣対策費でございます。予算額1千682万6千円は、市民の安全、安心を守る観点から、有害鳥獣による人的被害を防ぐため、人の生活圏に出没するヒグマや、育雛期の攻撃的なカラスへの対策を実施するものでございます。特に、ヒグマ対策につきましては大幅に拡充しており、河川敷における電気柵の設置や草刈りなどの市街地侵入抑制対策の継続に加えて、ヒグマの生息状況や行動の調査等を実施するなど、総合的に強化を図るものとなっております。

続きまして、10-2ページ、上から3つ目、地球温暖化対策推進費でございます。予算額679万4千円は、ゼロカーボンシティ旭川の実現に向け、その道筋を示す旭川市地球温暖化対策実行計画の改定や、市民や事業者の省エネ行動等を促進するための普及啓発を行うものでございます。実行計画の改定に当たりましては、一部専門的な調査分析を委託し、カーボンニュートラルの実現と持続可能なまちづくりが両立する施策を示してまいりたいと考えております。

次にその下、地域エネルギー設備等導入促進費でございます。予算額501万2千円は、太陽光発電設備やガスコージェネレーションシステムなど、本市の地域特性などを踏まえた再生可能エネルギー設備等の導入促進を図るため、市民や市内の事業者が対象設備を導入する際の費用の一部を

補助するものでございます。令和5年度は、ゼロカーボンシティ旭川の実現に向けて取組を加速させるため、事業費の増額及び補助上限額の見直しを行い、補助件数の拡大を図っております。なお、本年度まで本事業の補助対象設備でありますペレットストーブにつきましては、次年度から、地域木質バイオマス利活用促進事業の補助対象設備に移行することとしております。

次にその下、地域木質バイオマス利活用促進事業費でございます。予算額700万円は、木質バイオマス燃料として地域の森林資源の利活用促進を図るため、市民や市内の事業者がまきストーブやペレットストーブを導入する際の費用の一部を補助するものでございます。この事業につきましても、先ほど御説明しました地域エネルギー設備等導入促進費と同様に、事業費を増額し、補助要件の拡大を図っております。

次に、10-4ページ、下から2つ目、次期最終処分場整備費でございます。次期一般廃棄物最終処分場の整備につきましては、建設候補地である神居町春志内の周辺住民の方々のほか、関係する団体に対して説明を行ってまいりましたが、特に反対の意見はなく、おおむね理解を得られたことから、当該地を建設地として決定したところでございます。予算額1億949万7千円は、基本計画の策定や環境影響調査、測量及び地質調査を行うものでございます。

続きまして、10-5ページの一番上、缶・びん等資源物中間処理施設整備費でございます。予算額2億7千19万7千円は、（仮称）旭川市リサイクルセンターの令和7年度中の供用開始に向けまして、施設の本体工事に着手するほか、外構の実施設計を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○松本福祉保険部保険制度担当部長 議案第31号、旭川市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、第1条、旭川市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

1点目は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、令和5年4月1日以後の出産に関する出産育児一時金の支給額につきまして、現行の40万8千円から48万8千円に引き上げをするものでございます。なお、今回の改定においては、産科医療補償制度掛金1万2千円は変更されておきませんので、この掛金が適用される場合の支給総額は、現行の42万円から50万円に引き上げとなります。

2点目は、国民健康保険法施行令の一部改正により、国が定める賦課限度額の基準が改められたことに伴い、この基準との乖離が生じないよう考慮するとともに、中間所得層の負担を緩和し、被保険者間の負担の均衡を図るため、国民健康保険料における賦課限度額を改正しようとするもので、その内容といたしましては、後期高齢者支援金等賦課限度額を、現行の20万円から22万円に引き上げをするものでございます。結果、基礎賦課限度額65万円及び介護納付金賦課限度額17万円には変更はないことから、賦課限度額の合計は、現行の102万円から104万円に引き上げとなります。また、国民健康保険料の低所得者に対する保険料軽減判定措置に関する所得判定基準が改定されたことに伴い、5割軽減に関わる基準の算定において、被保険者数に乘じる金額を28万5千円から29万円に、2割軽減に関わる基準の算定において、被保険者数に乘じる金額を52万円から53万5千円にそれぞれ引き上げ、対象者を拡大しようとするものでございます。

3点目は、雇用保険法施行規則の一部改正により、失業認定等の雇用保険関係手続において、その者の希望に応じ、受給資格通知の交付を受けることができるようになったことに伴い、特例対象被保険者等の届出に関わる確認書類として、当該通知を用いることができるよう規定を整備するも

のでございます。このほか、地方税法の一部改正に伴い、引用条項の整備を行おうとするものでございます。

次に、旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。平成30年度からの都道府県単位化に伴い、保険料が急増する低所得世帯に対する激変緩和措置につきましては、現在、令和6年度の保険料水準の統一に向け、計画的かつ段階的な縮小を図っておりますことから、基礎控除後の総所得金額が167万円以下の世帯の保険料について、世帯に属する40歳から64歳までの被保険者1人につき減免する額を1千円から500円に引き下げようとするものでございます。

施行日につきましては、地方税法の一部改正に伴う改正については令和6年1月1日から、その他の改正につきましては令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の保険料から適用するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○佐藤委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、令和5年度第1回定例会提出議案に関わる事項であります、(仮称)旭川市リサイクルセンター(A)新築工事について、(仮称)旭川市リサイクルセンター(B)新築工事について、(仮称)旭川市リサイクルセンター新築機械設備工事について、(仮称)旭川市リサイクルセンター新築電気設備工事について、(仮称)旭川市リサイクルセンター新築資源物中間処理設備工事について、以上5件について、理事者から報告願います。

○富岡環境部長 議案第46号から議案第50号まで、(仮称)旭川市リサイクルセンター新築に関連する工事請負契約の締結につきまして、総務常任委員会の所管ではございますが、環境部に限りがありますので、御説明申し上げます。

議案第46号、(仮称)旭川市リサイクルセンター(A)新築工事、契約金額7億2千820万円、議案第47号、(仮称)旭川市リサイクルセンター(B)新築工事、契約金額7億620万円、議案第48号、(仮称)旭川市リサイクルセンター新築機械設備工事、契約金額2億3千831万5千円、議案第49号、(仮称)旭川市リサイクルセンター新築電気設備工事、契約金額2億20万円、議案第50号、(仮称)旭川市リサイクルセンター新築資源物中間処理設備工事、契約金額5億9千730万円につきまして、それぞれ議案にお示しした内容で契約を締結しようとするものでございます。建物の構造規模は、リサイクルセンター棟が鉄骨造2階建て、延べ床面積約3千195平方メートル、計量機棟が鉄骨造平屋の床面積72平方メートルとなっております。また、処理対象物は、現施設と同様の空き缶、空き瓶、家庭金物、紙パックで、処理能力は、1日5時間当たり20トンとなっており、令和7年度中の供用開始を予定しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、提出議案以外の事項であります、重度心身障害者医療費助成における高額療養費の支給に係るプログラムの誤りについて、理事者から報告願います。

○松本福祉保険部保険制度担当部長 重度心身障害者医療費助成における高額療養費の支給に係るプログラムの誤りにつきまして御報告申し上げます。

初めに、本件に関する主な事務処理の流れでございます。重度心身障害者医療費助成を受給される方につきましては、医療機関等で支払う医療費の自己負担額の一部または全額を本市で助成しておりますことから、高額療養費につきましては、受給者本人からの受領委任に基づき、保険者であります北海道後期高齢者医療広域連合から、3ないし4か月後に支給される高額療養費の全額を一旦本市が受け取り、その後、受給者が複数の医療機関を受診したことにより生じる自己負担上限額を超える額に相当する額を、市から受給者の方が指定する口座に振り込み、この振込額との差額を市が受け入れているところでございます。

次に、本件に関わります経過等について御説明いたします。昨年10月診療分より、後期高齢者医療制度に新たに2割の自己負担割合が導入されたことに伴い、委託業者に電算プログラムの修正を依頼したところでございます。その後、先月末から今月にかけて、本市から受給者に振り込む額についての確認作業を行う中で、重度心身障害者医療費助成を受給された方のうち、後期高齢者医療制度に加入し、自己負担割合が2割の方の令和4年10月診療分において、高額療養費の全額が直接、広域連合から受給者に支給されていたことが判明し、結果、この高額療養費から受給者が受け取るべき医療費の自己負担上限額を超えて負担した額を差し引いた額を受給者の方から市へ戻入していただく必要が生じたところでございます。この原因を調査したところ、他の事務処理に関わるプログラムと併せて修正を委託した電算プログラム、全7本のうち、本件に関わるプログラム1本に修正漏れがあったことによるものであると判明したところでございます。なお、この修正漏れのあった電算プログラムにつきましては、既に対応済みで、動作確認も終了しており、現在は正しい状態で運用しているところでございます。

次に、本件に関わる内容についてであります。対象者は172人、戻入していただく必要がある額は、合計で66万9千614円でありまして、1人当たりの戻入額としては、最も多い方で2万3千443円、最も少ない方で3円となっております。今後、戻入の対象となられた方につきましては、おわびの文書とともに納付書を同封し、返還をお願いしてまいります。なお、身体的理由等により返還の手続が困難な方につきましては、職員が訪問するなど、状況に応じた対応を行ってまいります。

本件につきましては、制度改正後初めての処理にもかかわらず、事前にプログラムの動作確認を十分に行っていなかったことで、その不備を発見できず、誤りを生じさせることにつながったものでありますことから、今後はダミーデータでの確認や、本番環境による確認を徹底するなど、チェック体制を再構築し、再発防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。適正な事務の執行に当たりましては、日頃から職員に対して注意を喚起しているところでありますが、このたび、事務処理を誤る事案を生じさせたことで、福祉行政に対する信頼を損ねることになりましたこと、大変申し訳ございませんでした。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午後1時59分